

1 プール活動について

(1) プール活動基準

- ① 活動可能日は、気温 24℃以上、水温 23℃以上で、晴天もしくはそのきざしがみられる日とする。
- ② プールは、活動としてのみ使用する。(その他で使いたい場合は、社長に申し出て許可を得る。)
- ③ 雨天の時またはプール管理上、休場の必要性がある場合は、使用しない。
※集団感染発生時、事故発生時等
- ④ 雷の接近が危惧される場合は使用を中止する。(県、中濃、可児市の予報をもとに判断)
- ⑤ プールの管理運営については、井上部長を中心に**全職員であたる**。
- ⑥ 安全面を考え**複数の支援員の監視**のもとで使用する。

(2) 児童生徒の健康管理

- ① プール開始前に保護者にプール利用事前調査を出してもらう。健康上の理由等で参加しない場合は、そこで明記してもらう。プール利用日には毎回プールカードで保護者の参加認めをもらう。
- ② 定期及び臨時の健康診断によって異常が認められた者については、医師の診断の指示により適切な措置をとる。
- ③ 入水時、職員は児童の健康状態を把握する。

(3) プール利用を禁止もしくは制限する疾患

I 禁止するもの

- (a) 全身運動に支障のある者
高度の貧血・腎臓病
- (b) 循環器に支障のある者
慢性心臓病・先天性心臓疾患・リウマチ熱
- (c) 眼・耳・皮膚に炎症のある者
外耳炎・中耳炎・角膜炎・結膜炎 (アトピー性皮膚炎は可)
- (d) 全身又は一部にけいれんのある者
- (e) その他
予防接種直後の者・皮膚に外傷のある者・頭ジラミのある者

II 制限するもの

- ・虚弱体質者・慢性胃腸炎の者・病後回復者
- ・医師の許可が出た軽度の心臓、腎臓疾患者

安全確保のため、担当職員を決め責任をもって支援にあたる。

2 プール管理

(1) プールの使用の可否

- ① 朝、管理者(小倉施設長)が気温・水温を計測し、その結果と天候をもとに可否を短期入所のホワイ

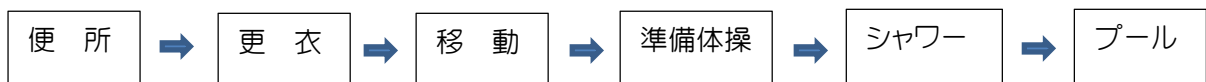
トボードに明示の上、利用予定事業所及び社長、専務、部長に報告する。

判断に迷う場合は社長・専務・部長と協議し、短期入所のホワイトボードで明示の上、利用予定事業所に報告する。

(2) プール利用時の注意事項

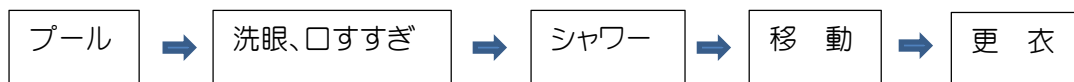
- ① 利用時間を守る。
- ② 大小便は済ませておく。水中やプールサイド等で絶対にさせない。
- ③ ふざけたり、おぼれるまねは絶対にさせない。
- ④ 飛び込みは禁止する。
- ⑤ 開始や終了時はもちろんのこと、利用中随時点呼を行い、確実に人員を把握する。
- ⑥ 職員は、絶えずプール及び運動場に注意すると共に事故が発生したら直ちに入水できる用意をしておく。
- ⑦ プールサイドは走らない。
- ⑧ 気温が水温より低いときは風邪をひきやすいので注意する。差が激しいときは中止も考える。

(3) プールに入る順序



- ① 脱衣・・・ヘアピンは必ず外す。帽子は髪の毛がかくれるように着用する。
更衣場所・・・適時決定
- ② シャワー・・・職員が温度を確認する。体の汚れを落とすように指導する。また同時に、足についた砂などをよく落とす。
- ③ 準備体操・・・準備体操（ストレッチ）を行い、筋肉や関節を柔軟にするなどウォームアップを十分に行う。
- ④ 入水順序・・・足先からゆっくり入る。体に水をかけ、水に慣れるまでは急に入らない。

(4) プールから出る順序



- ① 洗眼とうがい・・・目を洗い（弱い水圧で）、口もすすぐ。
- ② シャワー・・・プールの水をよく落とす。
- ③ 着衣・・・タオルでよく水を拭き取る。
- ④ 整理・・・ぬれた水着、帽子はよく絞る、タオルにくるんでカバンに入れる。

(5) 用便等で再入場する場合



シャワーで念入りに汚れを落とす。

(6) その他の注意事項

- | | |
|------|-------------------------|
| 事前に | ・手足の爪、耳あか、頭髪の指導。頭ジラミの点検 |
| 利用前に | ・児童の健康観察 |
| 利用中に | ・常に健康管理と人員の確認に努める。 |
| | ・急病、けが人の処置をする。 |

- ・プールの清掃保持及び節水に努める。
- その他
- ・関係者以外の出入りを禁止する。

3 プール担当職員の仕事

(1) 朝の仕事（朝 10:00までに）

- ① 気温（24℃以上）水温（23℃以上）の測定をし、実施するか否かの判断をする。
- ② 残留塩素を測定する。（基準値は0.4mg/l～1.0 mg/l）
- ③ 透明度を調べる。（プールの底まではっきりと見通すことができる。）
- ④ プール及び付属設備の使用状況や故障の有無について調べる。
（塩素が不足している場合は補充しておく。）
- ⑤ プール内の浮遊物をとる。
- ⑥ プール日誌に必要事項を記入する。
- ⑦ 水泳の可否を判断し、短期入所のホワイトボードに明示の上、利用予定事業所及び社長、専務、部長に報告する。

(2) 夜の仕事

- ① 掃除をし、戸締りをしっかりとする。
- ② 日誌に記入もれがないか確認する。
- ③ 施錠をする。

4 水泳用具など

- ・水泳水着
- ・水泳帽 水泳用の物
- ・ゴーグル 必要な人は使用してよい。記名をすること。
- ・タオル 体を覆う大きさのもの
- ・サンダル 指定なし
- ・水泳バック 指定なし
- ・ヘアピン 取り外してから入水させる。
- ・プール用おむつ 排泄のコントロールが不十分な児童生徒は必須。